

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第二面）中「ただし、被用者保険に加入し、かつ被保険者の市町村民税が非課税の方及び国民健康保険組合に加入している方は省略できません。」を削る。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号（第1条関係）

指定難病医療受給者証

公費負担者番号			
受給者番号			
患者	氏名		
	居住地		
	生年月日		
保護者	氏名		患者との 続柄
	居住地		
有効期間			
指定難病の名称			
自己負担上限月額			
指定医療機関			
上記のとおり認定します。			
年 月 日			
埼玉県知事			印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第十三号による指定難病医療受給者証は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則様式第十三号による指定難病医療受給者証とみなす。